



交通安全情報No.27

ストップ・ザ・交通事故

令和3年6月18日
警察本部交通部
交通総合対策センター



あおり運転



あおり運転は犯罪！

令和2年6月の道路交通法の改正で**妨害運転罪**が新設されて、妨害運転をした場合、**3～5年以下の懲役**又は**50～100万円以下の罰金**になります！さらには**運転免許の取消し**となります！

妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



あおり運転をされない・心ないためには？

法令を遵守して交通ルールをしっかり守ること、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって運転することが大事です。

あおり運転を受けたときは？

慌てずに安全な場所に避難し、避難した後はドアロックをするなどして車外に出ずに110番をしましょう。

あおり運転に備えるには？

あおり運転は、いつされるかわかりません。万が一に備えてドライブレコーダーを設置することも効果的です。

